年金から天引きされるもの 確かめシート（令和8年分）

社畜眼鏡｜YouTube「65歳以上・公的年金だけで年間200万円｜年金から天引きされる4つと公的年金等控除110万円【令和8年分】」の数字のまとめと、年金振込通知書の数字を書き写すページ

このシートは、日本年金機構・国税庁・厚生労働省の資料の数字を、2026年11月2日に確かめてまとめたものです。あなたの金額を示すものではありません。2節の計算例は、65歳以上で、公的年金だけ、かつ公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合の、国税庁の速算表を使ったものです。3節の「対象年金の年額200万円なら源泉徴収の対象外」は、日本年金機構から支払われる対象年金の年額を200万円とした場合の置き方です。扶養控除などの控除、社会保険料控除、国民健康保険料（税）や住民税の額は計算していません。

1. 年金から天引きされるもの（年金振込通知書の項目）

通知書の項目	書かれていること
(1) 年金支払額	1回に支払われる年金額（控除前）
(2) 介護保険料額	年金から特別徴収（天引き）される介護保険料額
(3) 後期高齢者医療保険料／国民健康保険料（税）	該当するときに表示。令和8年度から子ども・子育て支援金を合わせて徴収
(4) 所得税額および復興特別所得税額	（年金支払額－社会保険料－各種控除額）×5.105%
(5) 個人住民税額および森林環境税額	年金から特別徴収される額
(6) 控除後振込額	年金支払額から(2)〜(5)を差し引いた振込金額

天引きの種類	年齢	年金の条件（日本年金機構Q&A・更新日2025年9月1日）
介護保険料	65歳以上	老齢・退職・障害・死亡を事由とする年金で、年額18万円以上
国民健康保険料（税）	65歳以上75歳未満	同上。介護保険料との合計が各支払期の特別徴収対象年金額の2分の1を超えると対象外
後期高齢者医療保険料	75歳以上など	同上（2分の1の条件も同じ）
個人住民税・森林環境税	65歳以上	老齢・退職を事由とする年金で、年額18万円以上

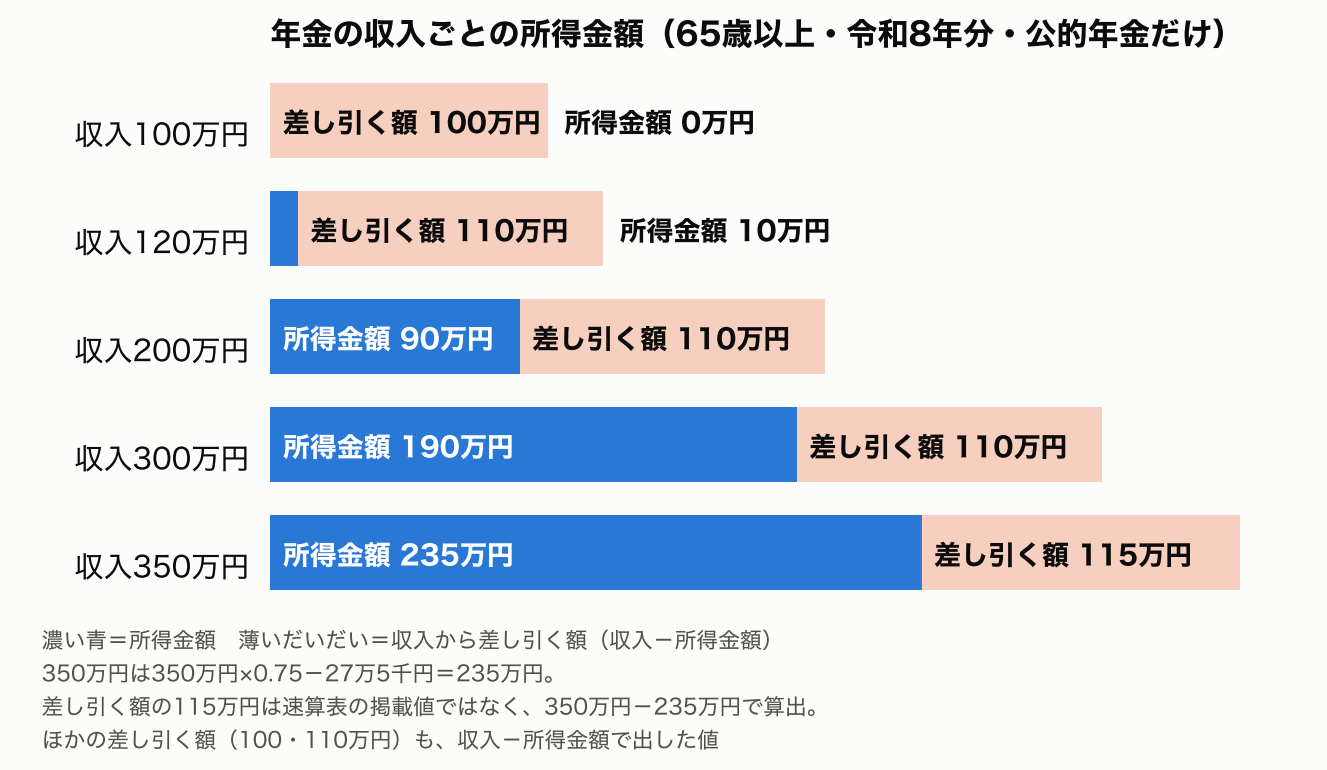
ここでいう老齢・退職を事由とする年金は、老齢基礎年金、または旧法制度による老齢年金・退職年金です。老齢厚生年金は特別徴収の対象とはなりません。複数の年金を受給している場合は、優先順位が定められていて、いずれか1つの年金から特別徴収されます。国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料の特別徴収は、介護保険料が特別徴収されていることが前提です（日本年金機構Q&A留意事項）。

対象の人には、市区町村からお知らせがあります（日本年金機構）。各支払期に特別徴収される額は変更になる場合があり、市区町村から送付される通知書で確かめます。

2. 公的年金等控除の計算（65歳以上・令和8年分）

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
110万円以下	0円
110万円超 330万円未満	収入金額の合計額－110万円
330万円以上 410万円未満	収入金額の合計額×0.75－27万5千円

例（公的年金だけ・65歳以上）	式	所得金額
収入100万円	110万円以下	0円
収入120万円	120万円－110万円	10万円
収入200万円	200万円－110万円	90万円
収入300万円	300万円－110万円	190万円
収入350万円（国税庁の例と同じ）	350万円×0.75－27万5千円	235万円



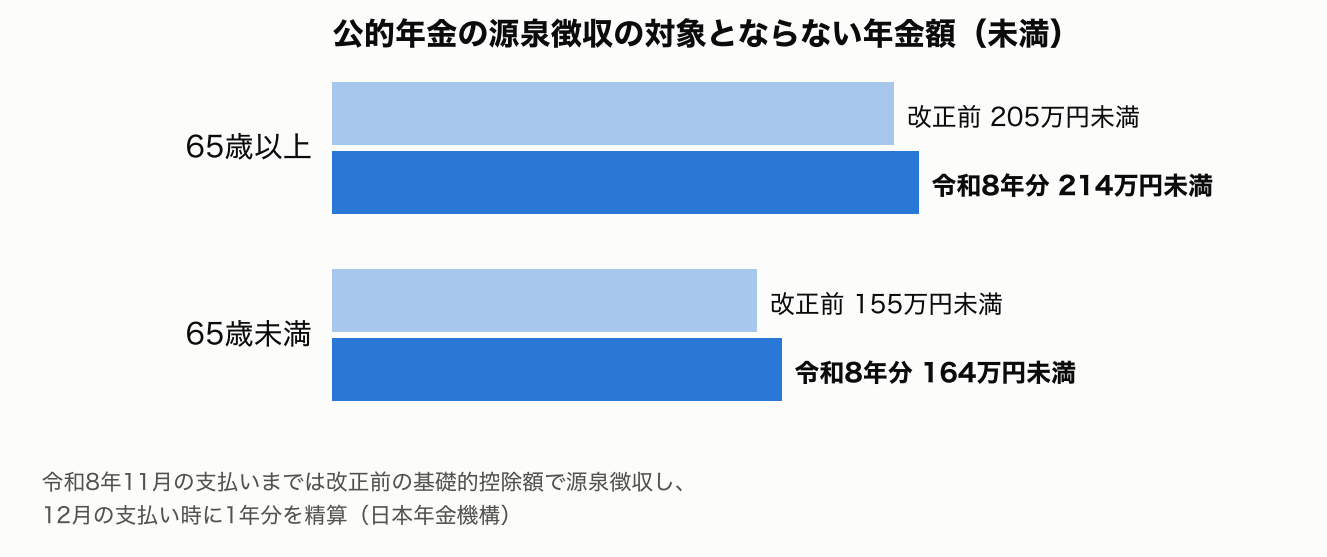
濃い青＝所得金額　薄いだいだい＝収入から差し引く額（収入－所得金額）
350万円は350万円×0.75－27万5千円＝235万円。
差し引く額の115万円は速算表の掲載値ではなく、350万円－235万円で算出。
ほかの差し引く額（100・110万円）も、収入－所得金額で出した値

同じ収入200万円で65歳未満の場合は、130万円以上410万円未満の区分（200万円×0.75－27万5千円）で122万5千円。65歳以上の90万円との差は32万5千円です（国税庁 タックスアンサーNo.1600・令和8年4月1日現在法令等）。控除は年金から引かれる金額ではなく、税の計算で収入から差し引く金額です。

3. 所得税の天引きと、令和8年分の変更

控除後の額	式（掛け算だけの例）	結果
10万円	100,000円×5.105%	5,105円
20万円	200,000円×5.105%	10,210円
30万円	300,000円×5.105%	15,315円

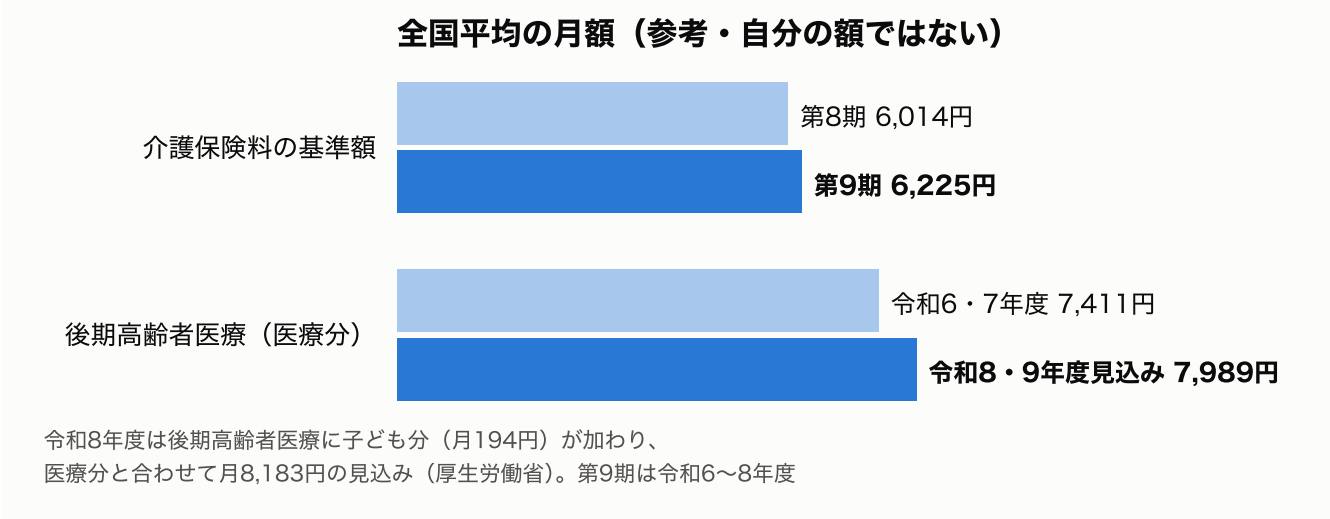
実際の額は、年金支払額から社会保険料と各種控除額を差し引いた後の額に5.105%を掛けた額で、通知書で確かめます。国税庁の資料に、令和9年1月1日以後は復興特別所得税の税率が1.1%に引き下げられ、防衛特別所得税が併せて源泉徴収される、とあります。



令和8年度税制改正による公的年金等に係る主な改正事項（日本年金機構・更新日2026年6月17日）。個人住民税については、日本年金機構が65歳以上で年金額148万円以上の人に、令和9年分の扶養親族等申告書を令和8年10月から順次送ります（非課税限度額は単身者・65歳以上で1級地155万円・2級地151.5万円・3級地148万円）。

4. 全国平均の目安（参考）

項目	全国平均	出典・公表日
介護保険料の基準額（第9期・令和6〜8年度）	月6,225円（年額74,700円＝6,225円×12）／第8期は6,014円	厚生労働省 令和6年5月14日
後期高齢者医療保険料・医療分（令和8・9年度の見込み）	月7,989円（令和6・7年度は7,411円）	厚生労働省 令和8年4月10日
同・子ども分（令和8年度の見込み）	月194円。医療分と合わせて月8,183円（年額95,875円＋2,333円＝98,208円）	同上



どれも全国の平均で、あなたの額ではありません。介護保険料は実際に払った額の平均ではなく基準額の全国加重平均、後期高齢者医療は令和8・9年度の見込みです。月額8,183円の12か月ぶんは98,196円で、資料の年額どうしを足した98,208円とは一致しません。自分の額は、市区町村から送られる通知書と年金振込通知書に書かれた数字で確かめます。

5. 年金振込通知書の数字を書き写す欄

手元の年金振込通知書に印字された数字を、そのまま書き写す欄です。この資料では計算しません。

通知書の項目	書き写す欄
年金の支払月	
(1) 年金支払額（控除前）	
(2) 介護保険料額	
(3) 後期高齢者医療保険料または国民健康保険料（税）	
(4) 所得税額および復興特別所得税額	
(5) 個人住民税額および森林環境税額	
(6) 控除後振込額	

出典（2026年11月2日に確認）

日本年金機構「年金振込通知書」（更新日2026年11月2日）
https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tuutisyo/gakukaitei/0601-02.html
日本年金機構 年金Q&A「年金から介護保険料・国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料・住民税および森林環

境税を特別徴収されるのはどのような人ですか。」（更新日2025年9月1日）
https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/seido/kyotsu/tenbiki/20140421-03.html
日本年金機構 年金Q&A「年金から特別徴収されていない社会保険料は、源泉徴収の際に控除されないのでしょうか。」（更新日2024年10月1日）
https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/gensen/20140421-06.html
日本年金機構「令和8年度税制改正による公的年金等に係る主な改正事項」（更新日2026年6月17日）
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/kojin/2026/202606/0617.html
国税庁 タックスアンサー No.1600「公的年金等の課税関係」（令和8年4月1日現在法令等）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm
厚生労働省「第9期介護保険事業計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」（令和6年5月14日）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40211.html
厚生労働省「後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率について」（令和8年4月10日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72371.html

配布元・関連ページ（出典ではありません）

社畜眼鏡 PDF資料室（QR）
https://syatiku-me.com/pdf-shiryoshitsu/
社畜眼鏡 ブログ https://syatiku-me.com/
これらは配布元のページで、数字の根拠ではありません。